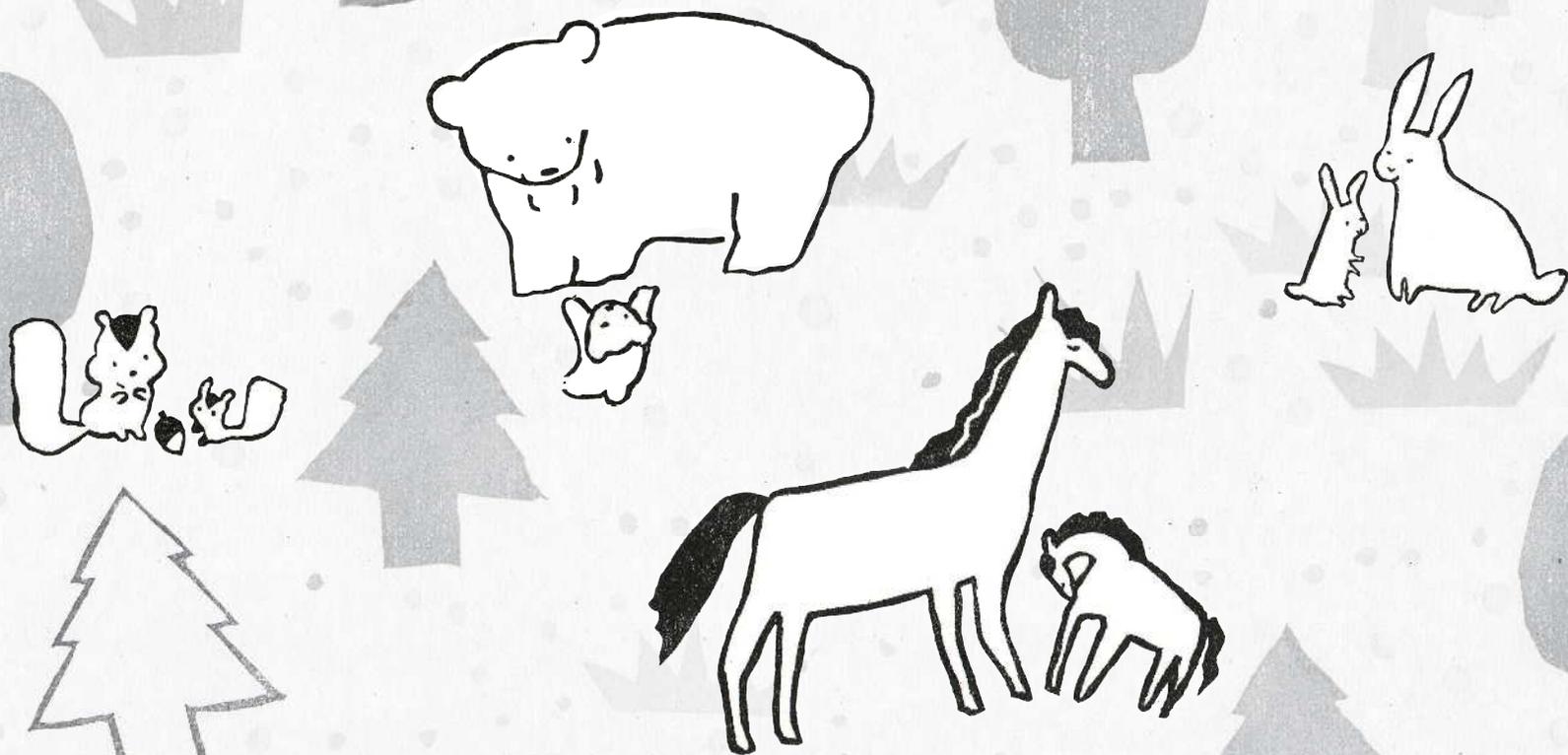


# 第5次青梅市こども読書活動推進計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度





## はじめに



近年、日本の社会は、少子・高齢化、核家族化、情報化、グローバル化の進展にともない、子どもたちの生活環境も大きく変化しています。

子どもたちは、様々な変化に向き合い、情報を見極め、新たな世界を創造していくことが求められています。

「読書」は、子どもたちの考える力を養い、豊かな感性や情緒、幅広い知識、読解力を得るために非常に有効なものと考えます。子どもは読書を通じ、様々な世界や知識に触れることにより、将来の夢を育んだり、他人を思いやる心や自分を表現する力を身に付けていきます。

青梅市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」にもとづき、平成16（2004）年度に「青梅市子ども読書活動推進計画」を策定し、青梅市の子ども読書活動を推進してまいりました。

今回、四度目の改訂にあたり、前計画までの基本的な考え方を継承しつつ計画を見直し、「第5次青梅市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画により、さらなる子ども読書活動の推進を図ってまいります。

この計画により、青梅市のすべての子どもたちが、さまざまな場所や環境の中で読書と出会い、その中に楽しさや充実感を見つけ、豊かな心を育む大きなきっかけとなることを願っております。

結びに、本計画の策定にあたりまして御協力をいただきました第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御助言をいただきました市民の皆様および関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

青梅市教育委員会

教育長 橋本 雅幸

# 目 次

はじめに

第1章 計画策定の背景	5
1 こどもの読書活動の意義	5
2 こどもの読書に関する国の動向	5
3 こどもの読書に関する都の動向	6
4 こどもの読書に関する全国の現状	6
5 こどもの読書に関する青梅市の現状	8
6 第四次青梅市子ども読書活動推進計画の取組と課題	14
第2章 青梅市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	22
1 計画の性格	22
2 計画の対象	22
3 計画の目標	22
4 計画の期間	22
第3章 青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組	23
1 こどもの読書環境の整備と充実	23
2 こどもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報	28
3 こどもの読書活動推進のための関連機関等の連携	31
4 こどもの読書活動推進のための人材の育成・活用	33
第5次青梅市子ども読書活動推進のための施策の体系図	34
資 料	35

## 【担当課名について】

担当課名は、令和5年4月1日現在のものです。計画期間中に組織改正等により、担当課が変更になった場合は、対応する担当課名に読替えるものとします。

## 【法律名および計画書等の「子ども」表記について】

国および東京都については、各法および計画書等の表記のとおりとします。  
また、本計画書内では、第5次計画において、基本的に「子ども」表記とされています。

# 第1章 計画策定の背景

## 1 こどもの読書活動の意義

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

〔子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13(2001)年法律第154号）第2条（基本理念）参照〕

読書をすることにより、こどもは、今までとは違った広い世界を知り、発見や感動、自分なりの考えを持つことを体験します。そして、その体験によって、こどもは視野を広げ、自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

このように、読書が果たす役割は、こどもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要なことであり、そのためには、こどものうちから読書習慣を身に付けることが必要とされています。

## 2 こどもの読書に関する国の動向

国は、平成13(2001)年12月12日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。同法は、こどもの読書活動の推進に関して基本的な理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、読書活動推進に関する必要事項を定めることにより、こどもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に図るものです。

同法にもとづき、平成14(2002)年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）、平成20(2008)年3月に第二次基本計画、平成25(2013)年5月に第三次基本計画、平成30(2018)年4月に第四次基本計画、令和5(2023)年3月に第五次基本計画を策定しています。

第五次基本計画では、基本的方針として、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」を掲げています。

また、こどもの読書に関連する動向としては、学習指導要領の改訂（平成29(2017)年～令和元(2019)年告示）により、言語能力の育成を図るため、各学校において、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することが規定されました。令和元(2019)年6月には、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」という。）」の施行、令和4(2022)年1月には、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

### 3 こどもの読書に関する都の動向

東京都（以下「都」という。）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定にもとづき、平成15(2003)年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（第一次計画。計画期間平成15(2003)年度～19(2007)年度）、平成21(2009)年3月に第二次計画（計画期間平成21(2009)年度～25(2013)年度）、平成27(2015)年2月に第三次計画（計画期間平成27(2015)年度～31(2019)年度）、令和3(2021)年3月に第四次計画（計画期間令和3(2021)年度～7(2025)年度）を策定しました。

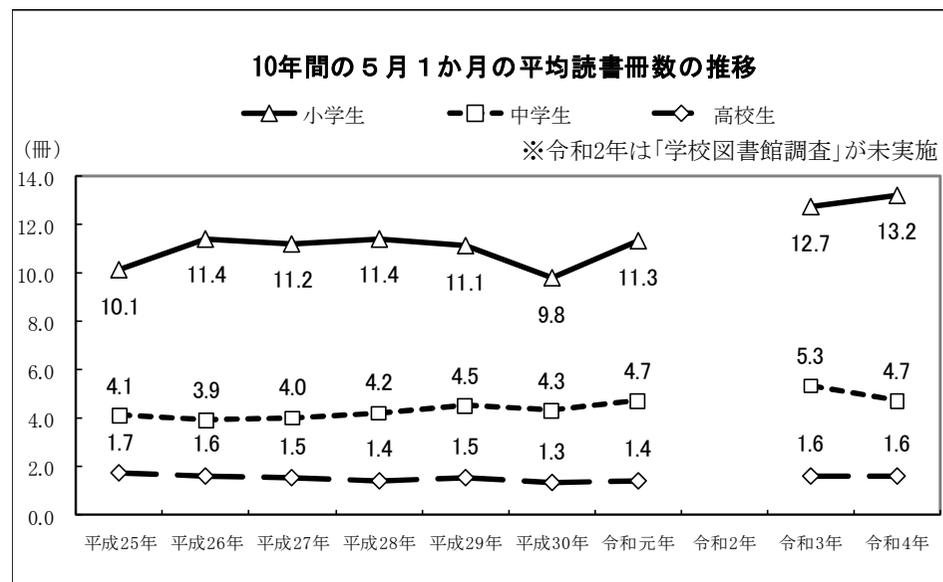
第四次計画では、第三次計画における考えを基本としつつ、基本方針として、「乳幼児期からの読書習慣の形成」、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」、「読書の質の向上」の4つを掲げ、不読率の更なる改善、学校における読書活動や学校図書館利活用推進、学校や公立図書館における特別な配慮を必要とするこどもへの対応の充実、読書の幅の拡大や主体的に関わる態度の育成等を目指しています。

### 4 こどもの読書に関する全国の現状

#### (1) 平均読書冊数の推移

全国学校図書館協議会が実施した「第67回学校読書調査」によると、令和4(2022)年5月の1か月の平均読書冊数は、小学4～6年生13.2冊（平成30(2018)年調査：9.8冊）、中学生4.7冊（同4.3冊）、高校生1.6冊（同1.3冊）でした。いずれの年代でも読書冊数が増加していますが、小学生の増加が著しくなっています。

(※) 同調査の対象は、小学4年生～高校3年生

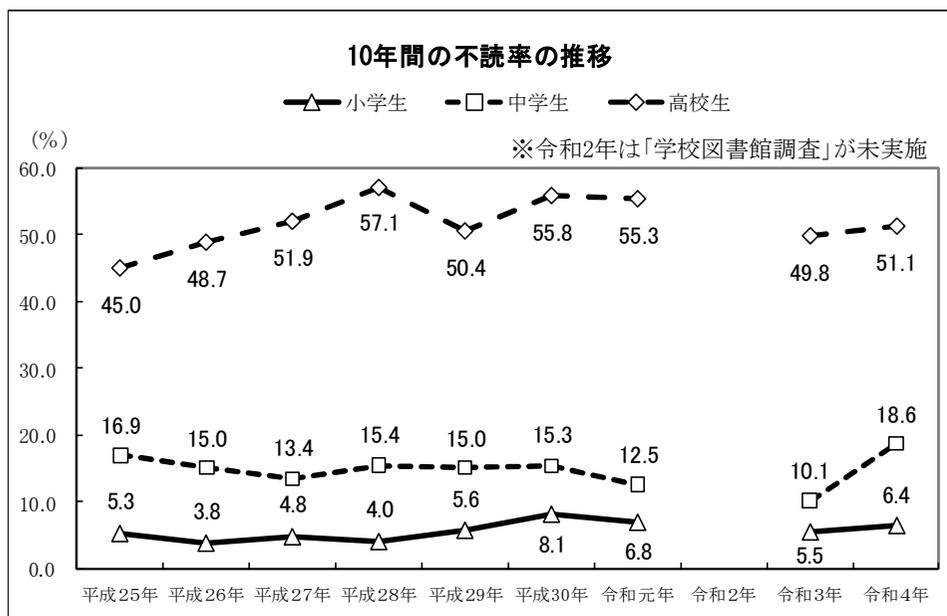


(「第67回学校読書調査」から)

## (2) 不読率の推移

1か月に1冊も本を読まなかった不読率（1か月の読書冊数を0冊と回答した比率）の割合は、小学生6.4%（平成30(2018)年調査8.1%）、中学生18.6%（同15.3%）、高校生51.1%（同55.8%）となっています。

中学生は令和3(2021)年度に10.1%まで下降しましたが、その後、不読率が増加しています。



（「第67回学校読書調査」から）

## (3) 読書とインターネット利用時間

全国学校図書館協議会・毎日新聞社が実施した「読書世論調査」によると、10代後半（16歳以上、20歳未満のこどもを対象とした調査）の1日のメディア接触時間のうち、平成25(2013)年の調査では、読書時間は56分でしたが、令和元(2019)年の調査では28分となり、50%減少しています。

また、インターネットの利用時間については、平成25(2013)年の調査では117分でしたが、令和元(2019)年の調査では218分となり、86.3%増加しています。

※同調査は、令和元(2019)年調査で終了しているため、令和2(2020)年および3(2021)年の調査の結果はありません。

### 1日の読書時間（書籍・雑誌） (分)

平成25年	平成29年	平成30年	令和元年
56	25	32	28

### インターネットの利用時間 (分)

平成25年	平成29年	平成30年	令和元年
117	205	226	218

（「読書世論調査」から）

## 5 こどもの読書に関する青梅市の現状

### (1) こどもの人口減少

青梅市（以下、「本市」という。）の0～18歳の人口は、平成30(2018)年度の20,129人に対し、令和4(2022)年度は17,785人であり、2,344人の減少、比率にして11.6%減少しています。

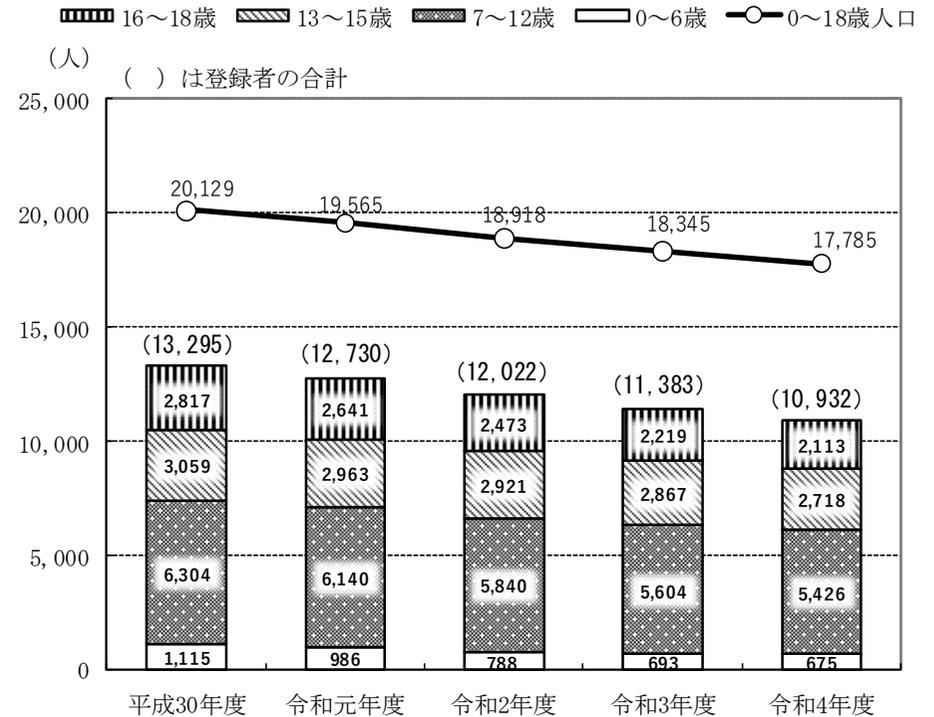
また、0～18歳の青梅市図書館（以下、「図書館」という。）の利用登録者数は、平成30(2018)年度の13,295人に対し、令和4(2022)年度は10,932人であり、2,363人の減少、比率にして17.8%減少しています。

しかし、こどもの人口に対する登録者数の比率（図書館カード保有率）は、平成30(2018)年度の66.0%に対し、令和4(2022)年度は61.5%で、4.5ポイントの減少にとどまっています。これは、平成25(2013)年度から、全小学校の新1年生に対し図書館カードを作成する事業を継続実施しているための効果と考えられます。

### (2) 新型コロナウイルス感染症による影響と図書館利用の減少

第四次青梅市子ども読書活動推進計画に基づき、取組を進めていましたが、令和2(2020)年3月から新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、主に集会行事の中止や利用人数の制限を行わざるを得ない状況でした。そのため、図書館利用状況にも影響があったと考えられます。

0～18歳の人口と青梅市図書館年齢別登録者数



（青梅市の人口統計および「青梅市の図書館」から）

ア 図書館の貸出者数と貸出冊数

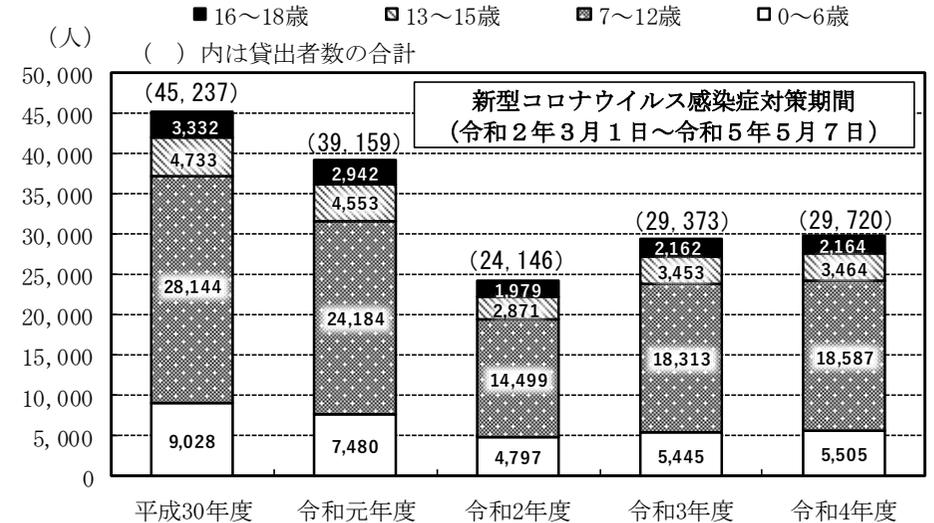
図書館の0～18歳の全体の貸出者数は、平成30(2018)年度は45,237人でしたが、令和2(2020)年度は24,146人で、46.6%減少しています。これは、国の緊急事態宣言発出に伴う臨時休館が令和2(2020)年4月9日から5月25日まで初めて実施されたことや感染対策のため不要不急の外出を控えるという方針が大きな原因となっていると考えられます。

また、緊急事態宣言発出に伴う臨時休館がなかった令和4(2022)年度においても、貸出者数は29,720人とどまり、平成30(2018)年度との比較において、34.3%減少したままとなっています。

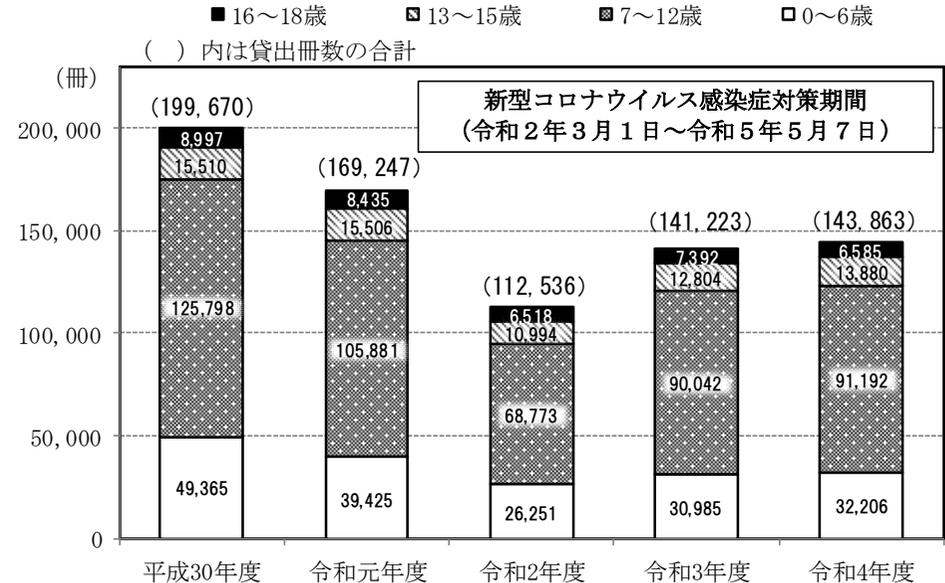
図書館の0～18歳の全体の貸出冊数（視聴覚資料を含む）についても、貸出者数と同様の傾向が見られます。

平成30(2018)年度の貸出冊数は199,670冊でしたが、令和2(2020)年度は112,536冊で、43.6%減少しています。また、令和4(2022)年度においても、貸出冊数は143,863冊にとどまり、平成30(2018)年度との比較において、27.9%減少したままとなっています。

青梅市図書館貸出者数



青梅市図書館貸出冊数



(「青梅市の図書館」から)

## イ 学校図書館および公立図書館等の利用

都が実施した「子供読書活動推進に関する調査」(5月実施。以下「東京都調査」という。)における本市の状況(小・中学校各1校を対象とした調査)を見ると、学校図書館を利用した児童・生徒の割合について、新型コロナの影響がない令和元(2019)年度と令和4(2022)年度を比較すると、令和4(2022)年度に利用(「はい」と回答)したこどもは、小学1～3年生は6.4ポイント、中学生では7.9ポイント増加していますが、小学4～6年生では、9.1ポイント減少しています。

学校図書館以外の図書館(公立図書館等)を利用した児童・生徒の割合については、全ての年代において、利用(「はい」と回答)したこどもが減少しています。特に、小学4～6年生では令和元(2019)年度と令和4(2022)年度の比較において28.1ポイントの減少、中学生では16.9ポイント減少しています。この年代は自発的に公立図書館等へ来館できる年代であるので、新型コロナの影響として、この4年間で図書館離れが増加した可能性があります。

また、第四次青梅市子ども読書活動推進計画において、第三次計画中の現状を「中学3年生について学校以外の図書館利用が増加するのは、読書ではなく、受験勉強等で公共図書館を利用していると推測されます。」と考察していますが、第四次計画中には、新型コロナの影響のため、中学生の図書館来館が減り、結果として図書館利用が減少した側面も含まれているのではないかと推測されます。

### 4月から今までの間に、学校図書館を利用しましたか。(%)

年度・対象 回答	令和元年度			令和4年度		
	小学1～3年	小学4～6年	中学生	小学1～3年	小学4～6年	中学生
はい	91.1	81.2	55.7	97.5	72.1	63.6
いいえ	1.7	12.4	42.5	0.6	22.1	35.1
無回答	7.2	6.4	1.8	1.9	5.8	1.3

### 4月から今までの間に、学校図書館以外の図書館を利用しましたか。

(公立図書館等の利用) (%)

年度・対象 回答	令和元年度			令和4年度		
	小学1～3年	小学4～6年	中学生	小学1～3年	小学4～6年	中学生
はい	74.9	74.2	46.1	69.6	46.1	29.2
いいえ	19.0	19.4	51.6	29.8	48.7	69.5
無回答	6.1	6.4	2.3	0.6	5.2	1.3

(「東京都調査」から)

### (3) 平均読書冊数と不読率

「東京都調査」における本市の状況を見ると、児童・生徒の1か月の読書冊数の平均は、小学1～3年生 10.8冊、小学4～6年生 8.5冊、中学生 3.1冊で、令和元(2019)年度と比較すると、小学4～6年生を除き読書冊数が約1～3冊減少しています。

また、1か月の読書について「全く読んでいない」と回答した「不読者」の割合(不読率)は、小学2年生0%、小学5年生17.6%、中学生16.3%でした。令和元(2019)年度と比べ、令和4(2022)年度では、小学2年生を除いて不読率が増加しています。

年齢が上がると不読率が増加する傾向は都も同様ですが、本市は都よりも高い傾向にあります。

平均読書冊数と不読率について、小学4～6年生の平均読書冊数が1.3冊増加している一方で、不読率については小学5年生で増加傾向が見えるので、この年代において、読書することとしないこどもの差が現れている可能性があります。

平均読書冊数(5月1か月の読書冊数) (冊)

年度等 \ 対象	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生
令和元年度	13.9	7.2	4.3
令和4年度	10.8	8.5	3.1
増減数	△3.1	1.3	△1.2
比率(%)	△22.3%	18.1%	△27.9%

不読者(1か月間に読書をしなかったこども)の割合 (%)

自治体別 ・対象 年度等	青梅市			東京都		
	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生
令和元年度	0.0	7.0	6.3	2.9	4.2	9.9
令和4年度	0.0	17.6	16.3	4.4	5.1	10.3
増減 (ポイント)	0.0	10.6	10.0	1.5	0.9	0.4

※本、新聞、雑誌、補助教材、学習参考書、図鑑や辞典、その他資料を読んだか。(インターネットを含むが、メールやラインは含まず。)

(「東京都調査」から)

(4) 読書の好き嫌い

「東京都調査」における本市の状況を見ると、「あなたは本を読むことが好きですか。」という問いについて、令和元(2019)年度と令和4(2022)年度を比較すると、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した割合を見ると、小学1～3年生は80%以上を保っていますが、小学4～6年生は82.8%から61.7%へと21.1ポイント減少しています。また、中学生は70%以上の生徒が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しています。

このことから、こどもの読書への関心は全体的に高い傾向にありますが、小学4～6年生の読書については、動機づけが必要であると考えられます。

(5) 読書等における電子書籍、パソコンやインターネットの利用

教育現場におけるICT(注1)の活用に伴い、学校でのインターネットの活用が進んでいます。そのため、こどもの読書環境にも変化があると考えられます。

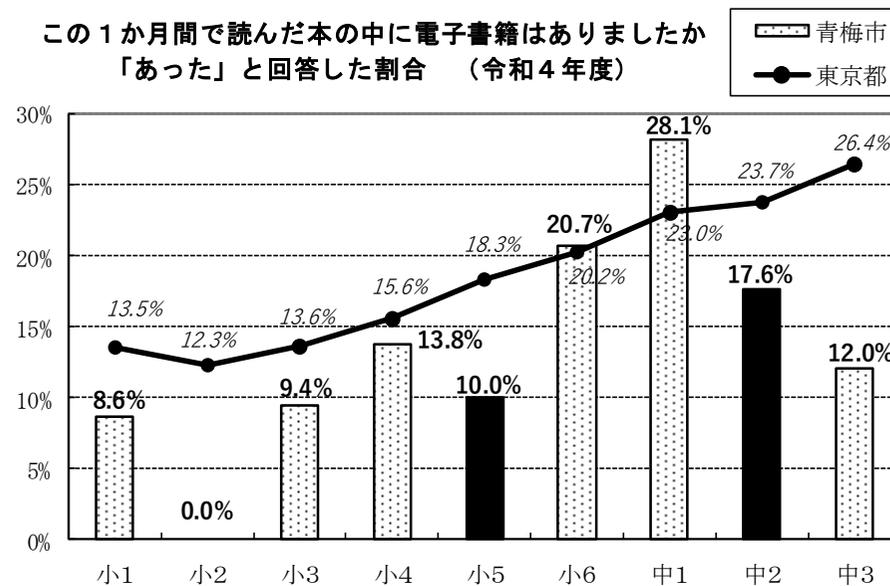
「東京都調査」における本市の状況を見ると、「この1か月間読んだ本」のうち「電子書籍があった」と回答したこどもの割合は、小学2年生では0%、5年生では10.0%、中学2年生では17.6%と、年齢が上がるにつれて、電子書籍で読書をする割合が増えています。これは、都も同じ傾向でした。しかし、令和元(2019)年度と令和4(2022)年度を比較すると、都の平均では、電子書籍での読書が全体的に増加していますが、本市では減少しています。

このことから、本市のこどもは、読書について本の利用が高い傾向がうかがえます。

あなたは本を読むことが好きですか (％)

年度・対象	令和元年度			令和4年度		
	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生
好き・どちらかといえば好き	84.9	82.8	78.3	88.0	61.7	74.0
嫌い・どちらかといえば嫌い	11.2	10.8	19.5	12.0	33.1	25.3
無回答	3.9	6.4	2.2	0.0	5.2	0.7

この1か月間で読んだ本の中に電子書籍はありましたか「あった」と回答した割合 (令和4年度)



(「東京都調査」から)

(注1) ICT…Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報通信技術そのものだけでなく、インターネットを利用した産業やサービス、コミュニケーション等を総称して使われることが多い。

教育現場においては、PCやタブレット端末、電子黒板等を通して情報通信技術を活用した教育を行うことを指します。

電子書籍の読書が「あった」と回答した割合 (%)

自治体別 ・対象 年度等	青梅市			東京都		
	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生	小学 2年生	小学 5年生	中学 2年生
令和元年度	4.4	13.3	32.4	10.3	14.9	19.8
令和4年度	0.0	10.0	17.6	12.3	18.3	23.7
増減 (ポイント)	△4.4	△3.3	△14.8	2.0	3.4	3.9

(「東京都調査」から)

### 【こどもの読書に関する青梅市の状況のまとめ】

- ・ こどもの人口が減少している
- ・ 新型コロナの影響が大きく、図書館利用が回復していない
- ・ 図書館の利用では、中学生の利用が下降している
- ・ 小学4～6年生で不読者の増加が始まる傾向があった
- ・ 読書への関心は高い
- ・ 電子書籍より紙の本の利用が高いが、年代が上がるにつれ、電子書籍での読書が増加している

## 6 第四次青梅市子ども読書活動推進計画の取組と課題

### (1) 計画目標ごとの取組状況

#### ア 子どもの読書環境の整備と充実

主な事業は「ブックスタート」(注2)、「絵本の読み聞かせ」、「おはなし会」、「子どもの読書活動支援・学習活動支援の充実」、「図書の充実」、「読書施設・設備等の充実」等の読書環境整備です。

「ブックスタート」については、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、乳幼児健康診査時の絵本の読み聞かせを中止しましたが、民生・児童委員の全戸訪問による絵本およびおすすめ絵本のリーフレット配付は実施し、乳児が家庭で本に親しむ機会を提供しました。

「絵本の読み聞かせ」や「おはなし会」については、子育て支援施設、保育所、幼稚園、放課後子ども教室、市民センター、図書館、学校で実施しましたが、令和2(2020)年度および令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止を余儀なくされた場合もありました。開催可能な場合は、感染対策を講じながら開催しました。

図書館が主催する「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」は、市内小・中学校の協力もあり、新型コロナウイルスの影響があった時期にも、応募数こそ減りましたが毎年実施し、こどもの読書活動支援・学習活動支援の充実を図ることができました。

「図書の充実」については、図書館や学校図書館等では、必要図書の購入・受入を行い、図書の充実を図りました。また、保育

所や幼稚園でも、引き続き計画的な図書の受入や蔵書の拡大等に取り組めました。

保育所や幼稚園では、各々の施設を生かし、図書室の設置や図書コーナー等の読書施設の改修・充実に取り組んでいます。

各事業に対する担当課評価は、多くの事業で「効果的な取組を行った」と評価しています。しかし、令和2(2020)年度および令和3(2021)年度については、新型コロナの影響で実施ができなかった事業があったため、取組を行ったが「課題や問題点がある」、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止」と評価したものがありません。

なお、「学校図書館の情報化の推進」については、新型コロナの影響ではなく、評価を「今年度該当なし」、「課題や問題点がある」としています。これは、学校図書館蔵書の電算化は予算面の負担が大きく、検討段階のままとなったためです。

(注2)ブックスタート…1992年にイギリスのバーミンガムで始まった子育て支援活動。

子どもの読書環境の整備と充実	事業数			
	元年度	2年度	3年度	4年度
取組内容および事業数合計	43	38	38	38
(1) ブックスタートの取組	3	3	3	3
(2) 絵本の読み聞かせ事業の充実	6	6	6	6
(3) 保育所・幼稚園等における地域の 子どもの読書活動活性化の取組	4	4	4	4
(4) おはなし会の充実	3	3	3	3
(5) 各小・中学校の特色を生かした読 書指導・読書活動の取組	1	1	1	1
(6) 子どもの読書活動支援・学習活動 支援の充実	5	4	4	4
(7) レファレンス・サービスの充実	5	1	1	1
(8) 障害のある子どもへのサービス の推進	3	3	3	3
(9) 図書の充実	7	7	7	7
(10) 読書施設・設備等の充実	5	5	5	5
(11) 学校図書館の情報化の推進	1	1	1	1

担当課評価集計	元年度	2年度	3年度	4年度
◎ ・効果的で優れた取組を行った ・大きな成果を上げた ・課題や問題点は一つもない	0	0	0	0
○ ・効果的な取組を行った ・一定の成果を上げた ・大きな課題や問題点はない	42	34	37	37
△ ・取組を行った ・多少の成果を上げた ・課題や問題点がある	0	1	1	1
× ・取組を行わなかった ・取組を行ったが成果は上がら なかった ・大きな課題が残った	0	0	0	0
— ・事業終了 ・今年度該当なし ・新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止	1	3	0	0

(「青梅市子ども読書活動推進事業報告書」から)

イ 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

主な事業は「ブックリストの作成と配布」、「講演会の開催」、「テーマのある図書展示」、「ホームページの充実」等のこどもの読書活動への理解を深めるための啓発事業です。

「ブックリストの作成と配布」、「読書喚起のためのテーマのある図書展示」、「ホームページの充実」等の人と対面で実施する必要があまりない事業については、新型コロナの影響は少なく、子育て支援施設、健康センター、保育所、幼稚園、学童保育所、図書館等で、計画どおりの事業をほぼ実施し、読書活動活性化に努めました。担当課評価においても、「効果的な取組を行った」と評価しています。

しかし、対面で行う事が必須である「朗読会」、「大人向けおはなし会」、「講演会」、「見学会」等については、子育て支援施設、健康センター、保育所、幼稚園、学童保育所、図書館等において、令和2(2020)年度は全く実施できませんでした。そのため、担当課評価においても、7事業を「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止」として評価しています。

令和3(2021)年度においては、年度前半に「朗読会」、「講演会」、「見学会」の中止はあったものの、年度後半は、感染対策を講じながら事業を実施し、こどもの読書活動に対する理解を深めるための事業を実施できました。令和4(2022)年度においては、令和3(2021)年度と同様に感染対策を講じながら事業を実施し、こどもの読書への理解促進を図りました。

なお、小学校で実施していた「学校における読書感想文集の発行」については、令和元(2019)年度に事業を終了しました。

子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報	事業数			
	元年度	2年度	3年度	4年度
取組内容および事業数合計	21	21	21	20
(1) 発達段階に応じたブックリストの作成と配布	3	3	3	3
(2) 読書活動への理解を促進させるための事業等や講演会の開催	3	3	3	2
(3) 学校における読書感想文集の発行	1	1	1	1
(4) 「子ども読書の日」「読書週間」等における啓発活動	3	3	3	3
(5) 読書喚起のためのテーマのある図書展示	1	1	1	1
(6) 図書館利用促進のための子ども向けの行事の充実	2	2	2	2
(7) 読書活動関連行事等の情報提供	1	1	1	1
(8) 子ども向け図書館利用案内や広報紙の作成・配布	5	5	5	5
(9) ホームページの充実	1	1	1	1
(10) 子どもの読書活動に関する報告書の作成	1	1	1	1

担当課評価集計	元年度	2年度	3年度	4年度
◎ ・効果的で優れた取組を行った ・大きな成果を上げた ・課題や問題点は一つもない	1	0	0	0
○ ・効果的な取組を行った ・一定の成果を上げた ・大きな課題や問題点はない	20	13	17	18
△ ・取組を行った ・多少の成果を上げた ・課題や問題点がある	0	0	0	1
× ・取組を行わなかった ・取組を行ったが成果は上がらなかった ・大きな課題が残った	0	0	0	0
— ・事業終了 ・今年度該当なし ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	8	4	1

「青梅市子ども読書活動推進事業報告書」から)



【中央図書館の児童コーナーミニ図書展示】

ウ 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携

主な事業は「再利用図書展示会」、「出張おはなし会」、「学校連携推進重点校事業」、「新小学1年生に対する図書館カード作成」等、関連機関との連携によりこどもの読書活動を活性化する事業です。

図書館で除籍した児童書を、保育所、幼稚園、学童保育所および学校等で再活用する「再利用図書展示会」は、新型コロナの影響があった令和2(2020)年度および令和3(2021)年度においても、感染対策を講じながら会場で開催し、各施設の図書を充実しました。また、図書館が出張して実施する「出張おはなし会」については、新型コロナの影響が大きかった令和2(2020)年度および令和3(2021)年度においても、受入側の小学校と感染対策等の調整を図りながら実施しました。

市内小・中学校の学校図書館に配置した学校司書は、令和元(2019)年度は小・中学校ともに1回5時間・年35回で実施しましたが、令和2(2020)年度から小学校のみ1回6時間・年40回に増加し、令和4(2022)年度からは、小学校1回6時間・年60回、中学校1回6時間・年50回に増加し、学校図書館整備や授業支援を充実しました。

図書館と学校の連携を図るため、小学校の協力より、毎年小学校1校を対象とした学校連携推進重点校事業の取組や新小学1年生に対する図書館利用促進事業について継続実施しました。

各事業に対する担当課評価は、新型コロナの影響を受けつつも、行った事業について、「効果的な取組を行った」と評価しています。

子どもの読書活動推進のための 関連機関等の連携	事業数			
	元年度	2年度	3年度	4年度
取組内容および事業数合計	9	7	7	8
(1) 再利用図書展示会による図書の 充実支援	1	1	1	1
(2) 出張おはなし会等の派遣	1	1	1	1
(3) 学校図書館への学校司書の配 置による読書活動等の充実	1	1	1	1
(4) 新小学1年生に対する図書館 利用促進事業	1	1	1	1
(5) 学校連携推進重点校事業	1	1	1	1
(6) 中央図書館一日図書館長	1	1	1	1
(7) 子どもの読書活動を推進する ための関係機関等の相互協力	3	1	1	2

担当課評価集計	元年度	2年度	3年度	4年度
◎ ・効果的で優れた取組を行った ・大きな成果を上げた ・課題や問題点は一つもない	0	0	0	0
○ ・効果的な取組を行った ・一定の成果を上げた ・大きな課題や問題点はない	9	6	6	8
△ ・取組を行った ・多少の成果を上げた ・課題や問題点がある	0	0	0	0
× ・取組を行わなかった ・取組を行ったが成果は上がらなかった ・大きな課題が残った	0	0	0	0
— ・事業終了 ・今年度該当なし ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	1	1	0

(「青梅市子ども読書活動推進事業報告書」から)



【中央図書館のテーマ図書展示】

エ 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用

主な事業は「おはなし会ボランティア育成講習」、「学校ボランティアへの講習」等のボランティアの育成と、「ボランティアによる絵本の読み聞かせ」等のボランティアの活用です。

図書館で行っているおはなし会や絵本の読み聞かせボランティアの育成、図書修理ボランティアの育成は、新型コロナの影響が大きかった令和2(2020)年度および令和3(2021)年度において中止となった場合もありますが、感染対策を講じながら講習会を開催し、ボランティアの育成を図ることができました。

また、ボランティアとの協働では、令和2(2020)年度および令和3(2021)年度においても、小学校におけるボランティアによる絵本の読み聞かせや図書館における図書館ボランティアとの協働事業を実施し、ボランティアの活用を図りました。

各事業に対する担当課評価は、新型コロナの影響を受けつつも、行った事業について、「効果的な取組を行った」と評価しています。

子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用	事業数			
	元年度	2年度	3年度	4年度
取組内容および事業数合計	8	6	7	7
(1) 子どもの読書に関するボランティアの育成	3	1	2	2
(2) 子どもの読書活動に関する図書館職員の研修	1	1	1	1
(3) 「講師・指導書およびボランティア協力者・協力団体人材登録制度」による人材活用情報の提供	1	1	1	1
(4) ボランティア等の協働による読書活動の推進	3	3	3	3
担当課評価集計				
◎ ・効果的で優れた取組を行った ・大きな成果を上げた ・課題や問題点は一つもない	0	0	0	0
○ ・効果的な取組を行った ・一定の成果を上げた ・大きな課題や問題点はない	8	4	5	5
△ ・取組を行った ・多少の成果を上げた ・課題や問題点がある	0	1	1	1
× ・取組を行わなかった ・取組を行ったが成果は上がらなかった ・大きな課題が残った	0	0	0	0
— ・事業終了 ・今年度該当なし ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	1	1	1

(「青梅市子ども読書活動推進事業報告書」から)

## (2) 今後の課題

第四次計画においては、4つの目標を掲げ、こどもたちの発達段階に応じた読書活動をさらに推進するために事業を実施しましたが、令和元(2019)年度末から始まった新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業の中止や縮小を余儀なくされました。そのため、通常時より効果が得られない事業があったことは否めません。しかし、担当課評価にもあるように、実施した事業については「効果的な取組を行った」と評価しています。今後も、効果的な事業については継続実施するとともに、実施できなかった事業については、効率的な実施方法を考案する等、改善すべき点があります。

また、本市の現状から見えた、小学4～6年生以上のこどもの不読傾向の改善を図ることや、図書館利用への回帰を促進することの課題のほか、社会の変化に伴い、電子書籍をはじめとしたデジタル社会に対応した読書環境整備や多様なこどもたちの読書機会の確保について検討していくことも必要です。

そのためには、第一次計画から第四次計画までの基本的な考え方を引継ぎ、全ての発達段階において、こどもの読書活動が活発になるようにきめ細かな事業を展開させ、こどもたちに自発的な読書活動が定着するよう図っていくことが大切です。



【おはなし会の様子】

## 第2章 青梅市こども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）および都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」を参考とするとともに、市の「第7次青梅市総合長期計画」、「第四次青梅市子ども読書活動推進計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）」および本市におけるこどもの読書活動の状況を踏まえつつ、本市のこども読書活動を推進させるための基本的考え方や取組等を示したものです。

### 2 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳児からおおむね18歳までのこどもとします。

### 3 計画の目標

こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、「読書」は必要不可欠なものです。

そして、こどもたちが自主的な読書習慣を身に付け、読書を通じて個性と創造性を伸ばし、健やかで思いやりのある人間性を育てていくためには、家庭・地域・学校等の社会全体が協力し、積極的に読書環境の整備を推進していくことがとても重要です。

また、多様なこどもたちの読書機会の確保やデジタル社会に対応した環境整備について配慮していくことも必要です。

本市は、第一次から第四次計画を踏まえ、次の4つの目標を掲げ、

こどもたちの発達段階に応じた読書活動をさらに推進します。

### ○計画の目標○

1 こどもの読書環境の整備と充実

2 こどもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

3 こどもの読書活動推進のための関連機関等の連携

4 こどもの読書活動推進のための人材の育成・活用

### 4 計画の期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間



## 第3章 青梅市こども読書活動推進のための具体的な取組

家庭におけるこどもの読書活動は、読書に親しむ環境を保ち、時には励ます等の援助を行い、家庭の中で見守りながら読書習慣の形成を図ることが大切です。

保護者は、こどもの読書活動の必要性を理解し、乳幼児期から絵本の読み聞かせを行ったり、保護者自身が読書に親しみ、自らの読書体験をこどもに語ることや、1冊の本についてこどもと語り合う「家読（うちどく）」のような、本を通じた楽しいコミュニケーションの経験を通して、こどもが読書への興味や関心が保てるようにすることが望まれます。

地域においては、こどもの読書活動の意義を踏まえ、こどもたちが読書に関心を持ち、その中に喜びを見出し、自ら読書に取り組んでいくための活動や支援が必要です。

また、社会の変化に伴い、デジタル社会に対応した読書環境や多様なこどもたちの読書環境を整えることにより、こどもの読書活動を活性化させていくことも必要です。

本市は、これらの課題を解決するため、家庭、地域、学校における取組や保護者や地域への各取組を充実させます。

### 1 こどもの読書環境の整備と充実

こどもたちに本との出会いを提供し、また、こどもの自主的な読書活動が継続的に行えるよう、家庭、地域、学校等の身近な場所で本にふれたり、読書に親しんだりできるよう、こどもの読書環境の整備・充実を図ります。

#### (1) ブックスタートの取組（継続）

担当：こども家庭センター、社会教育課（図書館）

絵本を通じて赤ちゃんと保護者が言葉や心を通わせる環境を整備するため、「こんにちは赤ちゃん事業」として行う生後4か月までの乳児家庭への民生児童委員の全戸訪問の際に絵本等を配付するブックスタート事業を実施します。



【ブックスタート事業：配付パック】

#### (2) 絵本の読み聞かせ事業の充実（継続）

担当：子育て応援課（子育てひろば、学童保育所、放課後子ども教室）、こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）、社会教育課（図書館）、市民活動推進課（市民センター）

各施設で行う乳幼児から小学校低学年向けの行事の中に絵本の読み聞かせ事業を取り入れる等、こどもが読書に親しむ機会を提供

します。

子育てひろばや学童保育所、小学校で開催される「放課後子ども教室事業」では、各所の状況に応じて絵本等の読み聞かせを通じて、こどもたちにより多くの読書に親しむ機会を提供します。

保育所・幼稚園等においては、こどもたちが絵本や言葉の中に喜びや楽しさを見つけられるように、絵本の読み聞かせや紙芝居の上演等、こどもたちの成長に応じた読書活動を充実させる取組を支援します。

市民センター等で開催するこども向け事業、子育て支援事業や大人を対象とした生涯学習事業開催時における保育・託児時間に、絵本の読み聞かせを取り入れる等の取組を行い、こどもが読書や図書館に親しむ機会を提供します。

### (3) 保育所・幼稚園等における地域のこどもの読書活動活性化の取組（継続）

担当：こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）

保育所・幼稚園等においては、各園の状況に応じた中で、在園児以外の地域のこどもたちにも絵本や読書と出会う機会の提供を提案する等、地域のこども読書活動を活性化させる取組について支援します。



### (4) おはなし会の充実（継続）

担当：社会教育課（図書館）、市民活動推進課（市民センター）

こどもたちがお話の語りや絵本の読み聞かせを通して読書に親しむことができるよう、こどもたちの発達段階に応じたおはなし会を各図書館や市民センターで行い、充実に努めます。



【おはなし会会場】

### (5) 各小・中学校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組（継続）

担当：指導室（学校）

学力の定着や心の教育に密接にかかわる読書の意義を踏まえて、「読書指導」をはじめ、「朝の読書活動」や「読書週間」、「読み聞かせ」、「朗読」、「児童による図書の紹介」、「校内一斉読書活動」等、各学校の目標や特色を生かした取組を継続します。

### (6) こどもの読書活動支援・学習活動支援の充実（継続）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）

図書館見学会や中学生および高校生の職場体験等の学校カリキュラムの受入れや、図書館の利用方法や資料の調べ方を身に付ける

ための「図書館利用講座」を開催し、読書活動・学習支援に取り組めます。

また、こどもたちが課題を発見し、自ら考え、調べて表現する力を育むことを目的とした「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施するとともに、「調べる学習相談窓口」を設置し、コンクール参加支援を行います。



【青梅市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式】

## (7) レファレンス・サービスの充実（継続）

担当：社会教育課（図書館）

こどもの読書に関する相談（レファレンス）を充実します。また、パスファインダー（注3）の作成や改訂を行い、こどもたちに図書や資料の情報を提供し、調べ学習を支援します。

学校やボランティア団体等がこども向けブックリスト等を作成する際に積極的な支援を行います。

（注3）パスファインダー…あるテーマについて調べるときに役立つ基本

的な資料、情報源、その探し方等を紹介した「道しるべ」役の情報資料。

## (8) 障がいのあるこどもへのサービスの推進（継続）

担当：社会教育課（図書館）

中央図書館では、「録音資料」や「点字図書」の郵送貸出（注4）や「バリアフリーDVD」（字幕・副音声付き映像資料）、「マルチメディアデージー」（注5）等の貸出サービスを行います。また、対面朗読室を使用した朗読サービスを行います。



【点字図書】



【マルチメディアデージー図書】

大活字本の充実を図り、「点字図書」の作成および「布の絵本」（注6）の整備を図ります。さらに、特別な配慮を必要とするこどもを対象にした、アクセシブルな本のコーナー「りんごの棚」（注7）を設置し、障がいを持つこどもに読書の機会を提供します。

（注4）郵送貸出…視覚障がいのある方が利用できる録音資料や点字図書を郵送で貸出するサービス。

（注5）マルチメディアデージー…音声、文字、画像による図書。ディスレクシア（読字障がい）の方の読書支援としても活用できる。

(注6) 布の絵本…紙の代わりに主に布を使って制作された本。触わって楽しむことができる本。

(注7) りんごの棚…1993年にスウェーデンの図書館で始まった特別な配慮を必要とするこどもを対象とした、

アクセシブルな本のコーナー。全てのこどもに読書の楽しさを知ってもらうことを目的に、世界各地に広がっている。名前の由来は、りんごの棚を考案した図書館にある、特別な配慮を必要とするこども向けのおもちゃからきている。



【布の絵本】

## (9) 図書の充実（継続）

**担当：子育て応援課（子育てひろば、学童保育所、放課後子ども教室）、こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）、こども家庭センター、指導室（学校）、社会教育課（図書館）**

こどもたちの身近に絵本を整備するために、図書館資料の団体貸出(注8)を通じて、子育て支援施設や学童保育所等に設置されている絵本や図書を充実します。

保育所・幼稚園等においては、絵本の購入等、各園が運営の中で状況に応じて行う取組に対する支援に努めます。

学校図書館では各教科の学習を進める上で必要な図書やこどもたちが興味・関心を持つ図書の購入と整備を促進します。

さらに、図書館の団体貸出制度を活用し、一定期間同じ図書を複数用意することにより、学級文庫での読書活動や調べ学習の活動を

活発なものにします。

図書館においては、こどもたちのあらゆる興味に対応し、心身の発達・成長の手助けとなる、質の高い図書を、乳幼児から青少年まで発達段階に応じ、幅広く収集します。

また、こどもの読書活動に関する研究・参考資料を積極的に収集し、こども読書活動推進に生かします。

(注8) 団体貸出…青梅市内で活動している団体（社会教育関係団体、学校、各施設、地域文庫等）が利用できる図書館資料の貸出制度。現在、1団体につき200冊まで2か月間の利用が可能。登録方法、利用方法については、個人貸出とは別に規定されている。



【中央図書館絵本コーナー】

## (10) 電子書籍導入によるこどもの読書活動の充実（新規）

担当：社会教育課（図書館）

電子書籍は、いつでもどこでも紙媒体以外による読書の機会が提供でき、図書館に来館困難なこどもや保護者の読書活動の支援にも生かせることから、図書館への電子書籍（児童書含む）の導入を検討します。また、電子書籍の持つ、PC上における文字の拡大や読み上げ対応機能により、多様なこどもたちへの読書機会の充実に支援します。

## (11) 読書施設・設備等の充実（継続）

担当：こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）、子育て応援課（学童保育所）、指導室（学校）、社会教育課（図書館）

保育所・幼稚園等における読書ルームの設置、改修については、各園が運営の中で状況に応じて行う取組に対する支援に努めます。

学校図書館においては、こどもたちの発達段階に応じて、くつろぎながら読書を楽しんだり、学習の場として活用したり、集中して読書したりできるように、小学校、中学校それぞれにふさわしい読書環境の整備と各校の特色を生かした整備に努めます。



【中央図書館小学生優先席】

図書館においては、各図書館でこどもと保護者が共に読書を楽しんだり、こどもたちが自由に読書を行えるようなスペースや中学・高校生を対象としたティーンズ向けコーナーの充実に図ります。



【中央図書館ティーンズコーナー】

## (12) 学校図書館の情報化の推進（継続）

担当：指導室

学校図書館の蔵書管理・検索・貸出・予約の効率化と調べ学習への活用を促進するため、学校図書館の情報化を推進します。



## 2 こどもの読書活動の推進に関する

### 理解の促進と啓発・広報

図書館を中心に、こどもの読書活動の推進に関する意義について、保護者やこどもにとって身近な大人に対し、こどもの読書についての啓発活動を実施することにより、読書活動の意義や重要性について啓発・広報を行います。

#### (1) 発達段階に応じたブックリストの作成と配布（継続）

担当：社会教育課（図書館）、こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）、子育て応援課（学童保育所）、こども家庭センター、市民活動推進課、指導室（学校）

図書館では、発達段階に応じたブックリスト（注9）を作成し、各施設に配布することにより、読書や図書館情報をこどもに提供し、こどもたちが自主的に読書に取り組むための手助けを行います。



【ブックリスト】

（注9）ブックリスト…読書の手助けとなるような図書紹介やリストを掲載したもの。

#### (2) 読書活動への理解を促進させるための事業等や講演会の開催（拡充）

担当：社会教育課（図書館）、こども育成課（保育所、幼稚園、認定こども園）、子育て応援課、こども家庭センター、市民活動推進課、指導室（学校）

「乳幼児健康診査」等の中で、こどもが誕生してから保護者が育児の中に読書活動を取り入れる意識が持てるように、こどもの読書の大切さを伝える活動を行います。

図書館では、成人を対象にこどもの読書に関する講演会や「大人向けおはなし会」（注10）事業を開催し、読書の楽しさや家庭での読書の重要性への理解を促進します。



【こども読書活動推進事業講演会】

読書離れ傾向が懸念されるティーンズ（青少年。主に中学・高校生）世代を対象にした「読書会」（注11）を定期的で開催し、こどもの継続的な読書活動を啓発します。また、「ビブリオバトル（書評合戦）」（注12）について、開催を検討していきます。

（注10）「大人向けおはなし会」…こども向け読書行事「おはなし会」とは別に企画された、保護者等がこどもの「おはなし会」を体験できる事業。中央図書館では「大人も楽しむおはなし会」として開催。

(注11) 読書会…集団で読書または読書に関するコミュニケーションを行うためのイベント。参加者が自由にお気に入りの本を紹介したり、あらかじめ指定された本について意見交換をしたりと様々な形式がある。



【読書会】

(注12) ビブリオバトル(書評合戦)…平成19(2007)年に京都大学から広まった輪読会・読書会。発表者たちがお勧めの本を順番に5分間で紹介し、その発表に関して参加者全員でディスカッション後、一番読みたくなった本を決める。

### (3) 「子ども読書の日」「読書週間」等における啓発活動(継続)

担当：社会教育課(図書館)、指導室(学校)

学校においては、「子ども読書の日」や夏休み、「読書週間」等に合わせ、推薦図書等の紹介をします。学校図書館には、選定された図書を展示し、読書への関心や意欲を喚起します。

図書館においては、「子ども読書の日」や、「読書週間」等の期間に図書の展示や事業を行い、こどもの読書活動への理解を促進させます。

### (4) 読書喚起のためのテーマのある図書展示(継続)

担当：社会教育課(図書館)

季節、事業等のテーマに沿った図書、こどもや保護者が本や読書を身近に感じるための展示を各図書館において行います。



【テーマある図書展示】

### (5) 図書館利用促進のためのこども向けの行事の充実(継続)

担当：社会教育課(図書館)

図書館利用をより促進させるための「工作教室」、「映画会」等の事業を開催します。楽しい体験を通じて、こどもたちの図書館や本に対する興味を育みます。



【工作教室】



## (6) 読書活動関連行事等の情報提供（継続）

担当：指導室（学校）

こどもや保護者を対象として、読書に対する理解を深めてもらうために、こどもの読書に関連する講演会等の情報提供を行います。

## (7) こども向け図書館利用案内や広報紙の作成・配布（拡充）

担当：社会教育課（図書館）、子育て応援課（子育てひろば）、市民活動推進課（市民センター）、社会教育課（生涯学習推進係）

こどもたちが、自分で図書館の利用方法を理解できる「図書館利用案内」や、行事や児童書の紹介を掲載した広報紙を作成し、各施設で配布することにより、自発的な図書館利用を促進させます。特に中学生以上のこどもの図書館利用を喚起するため、中学生以上向け「図書館利用案内」の作成・配布を行います。



【こども用図書館利用案内】

## (8) 図書館ホームページ等の充実（拡充）

担当：社会教育課（図書館）

図書館ホームページ内の児童向けページをより充実させ、こどもたちに図書館と図書館資料の情報を提供します。また、図書館ホームページ上からリンクしている電子書籍情報について周知し、こどもの電子書籍利用を促進します。

「おはなし会」等のこどもの読書活動に関する事業の周知について、子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」から図書館ホームページへリンクし、周知するほか、図書館からSNSを利用した情報発信について検討します。

## (9) こどもの読書活動に関する報告書の作成（継続）

担当：社会教育課（図書館）

市内におけるこどもの読書活動に関する報告書を作成し、今後の読書活動推進に役立てます。

図書館妖怪♥ち〜のん



♥体長15cmで、閉架書庫の本の中に住んでいる。300才ぐらいで甘いお菓子が大好き。珍しいもの、変わったものを見つけると、すぐに閉架書庫を抜け出してしまふ。たま〜に、住んでいる本と共に貸し出されてしまふ事もある。◆よび出し方・青梅締め1回の後「のんのん」と唱える。

### 3 こどもの読書活動推進のための

## 関連機関等の連携

図書館を中心にこどもの読書活動に携わる学校、保育所、幼稚園等の関係機関のほか、読書活動を推進する団体等の地域住民や直接こどもに接する保護者が連携・協力し、事業の充実や人的交流を図ります。

#### (1) 再利用図書展示会による図書の充実支援（継続）

担当：社会教育課（図書館）

図書館で除籍された児童書を小・中学校をはじめ、子育て支援施設、保育所、幼稚園、学童保育所等の各施設で再活用し、読書環境の向上に取り組めます。

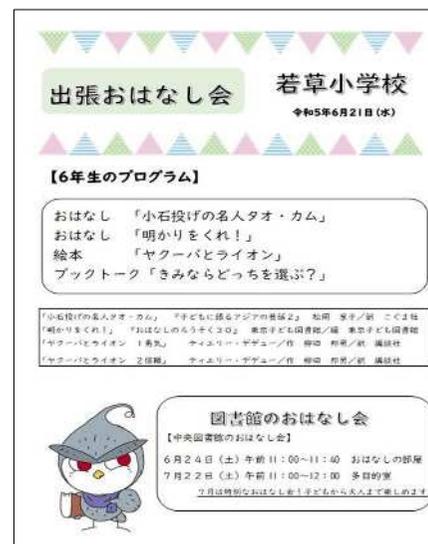


【再利用図書展示会会場】

#### (2) 出張おはなし会等の派遣（継続）

担当：社会教育課（図書館）

中央図書館では、子育て支援施設や学校への出張おはなし会等の派遣を行い、こどもの読書活動の充実を図ります。



【出張おはなし会プログラム】

#### (3) 学校図書館への学校司書の配置による読書活動等の充実（継続）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）

小・中学校の学校図書館に学校司書を配置し、児童・生徒の学校図書館活用や授業の支援を実施します。

#### (4) 新小学1年生に対する図書館利用促進事業（継続）

担当：社会教育課（図書館）

小学校に入学した新1年生全員に図書館カードを作成し、図書館利用の促進を図ります。

### (5) 学校連携推進重点校事業（継続）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）

図書館と小学校が連携した学校連携推進重点校事業を指定校に対し実施し、講演会の開催等により、読書の楽しさを伝え、子どもたちに自らすすんで読もうとする姿勢を育みます。

### (6) 中央図書館一日図書館長（継続）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）

市内の小学生の代表が、中央図書館で一日図書館長を行い、図書館についての理解を深めることで、図書館に対する興味を育みます。

### (7) こどもの読書活動を推進するための関係機関等の相互協力（継続）

図書館、関係各課、学校、保育所、幼稚園等をはじめ、こどもの読書に関係する団体が、こどもの読書活動を活性化させるため、青梅市図書館運営協議会、小学校教育研究会読書活動研究部や小・中学校の読書担当者会等により、連携・交流を深めます。

### (8) 電子書籍活用のための相互協力（新規）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）

図書館と小・中学校が協力し、小・中学校のICT機器から図書館ホームページを通じて電子書籍の閲覧を可能にするとともに、有意義な利用法について情報を交換し、子どもたちの読書を充実します。



【中央図書館児童書書架】

## 4 こどもの読書活動推進のための 人材の育成・活用

こどもの読書活動にかかわる地域人材（ボランティア等）を育成・活用し、読書活動の充実・拡大を図ります。

また、学校司書教諭や図書館司書等、こどもの読書活動にかかわる職員に対する研修を行い、専門性を高めます。

### (1) こどもの読書に関するボランティアの育成（継続）

担当：社会教育課（図書館）

おはなし会や絵本の読み聞かせ等、図書館、地域、学校等で活躍できるボランティアの育成講座を開催し、こどもたちの読書活動の活性化を図ります。

また、図書修理講習会等を開催し、学校ボランティアの支援を行います。

### (2) こどもの読書活動に関する図書館職員研修（継続）

担当：社会教育課（図書館）

図書館職員が資質向上の研修会に積極的に参加し、こどもの読書活動を推進するために必要な知識を持つ人材を育成します。

### (3) 「講師・指導者およびボランティア協力者・協力団体内人材登録制度」による人材活用情報の提供（継続）

担当：社会教育課（生涯学習推進係）

本市には幅広い知識・技術・経験を持つ市民が数多くいます。その方々にボランティアとして活躍していただくために、生涯学習（学習・文化・スポーツ・レクリエーション）を指導・支援していただける講師・指導者、ボランティア協力者の人材登録を行っています。こどもの読書活動においても、この人材登録制度を活用し、より一層、こどもの読書活動が推進されるように積極的に情報提供します。

### (4) ボランティア等の協働による読書活動の推進（継続）

担当：社会教育課（図書館）、指導室（学校）、子育て応援課

学校においては、読書の啓発活動として「読み聞かせ」、「ストーリーテリング」、「ブックトーク」（注13）、「アニメーション」（注14）、中学校では「読書会」等を開催し、こどもたちに読書習慣の定着を図ります。

教職員と司書教諭および学校司書が連携するとともに、保護者やボランティアの協力を得て効果的に実践していきます。

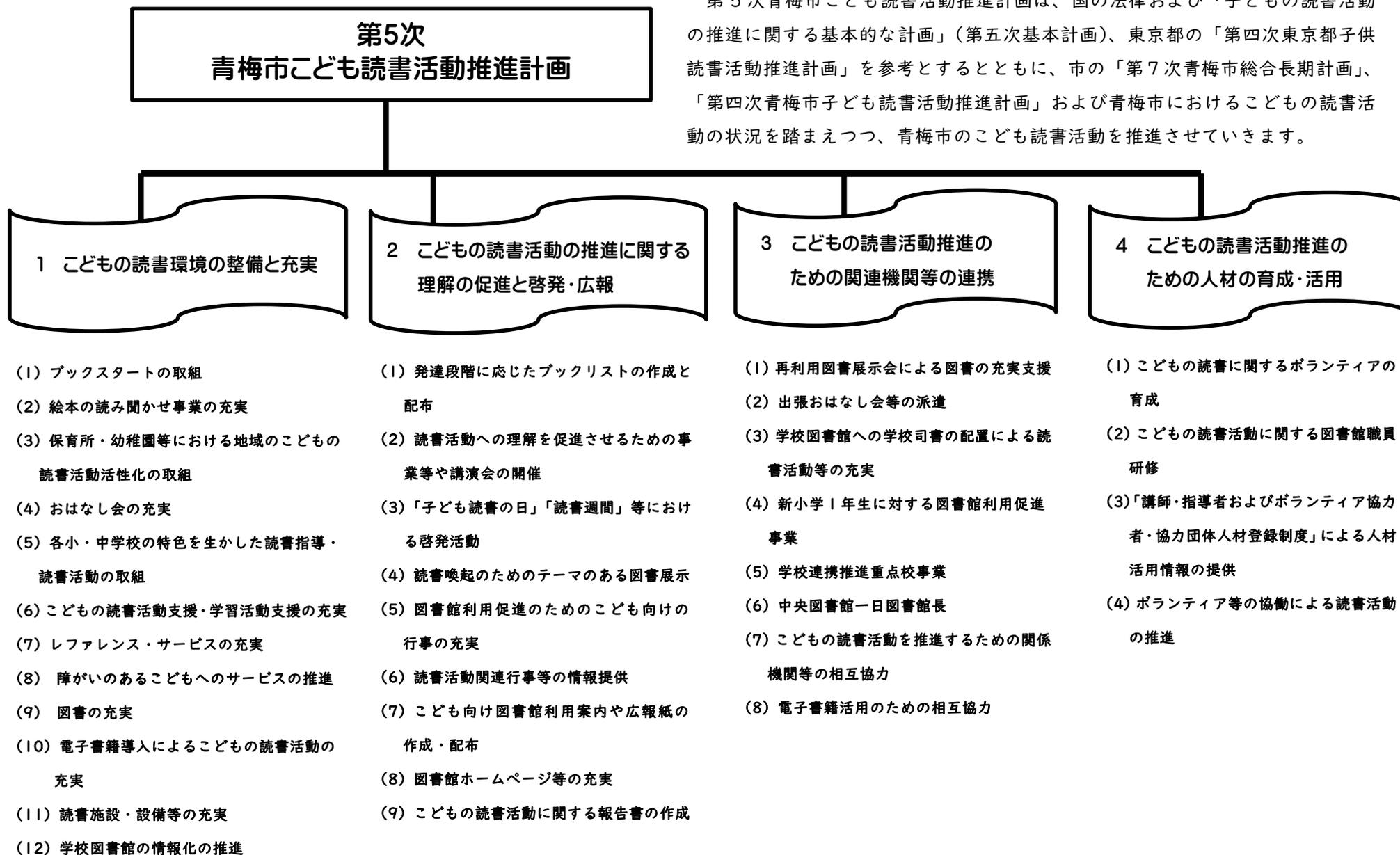
図書館においては、こどもと読書をつなぐ知識・技術・経験を持つボランティアと協働することによって、「おはなし会」や「工作教室」等の各種図書館事業を一層充実します。

（注13）ブックトーク…テーマ等に沿った本の紹介。

（注14）アニメーション…コミュニケーション等により読書の楽しさを伝える活動。

# 第5次青梅市こども読書活動推進のための施策の体系図

第5次青梅市こども読書活動推進計画は、国の法律および「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）、東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」を参考とするとともに、市の「第7次青梅市総合長期計画」、「第四次青梅市子ども読書活動推進計画」および青梅市におけるこどもの読書活動の状況を踏まえつつ、青梅市のこども読書活動を推進させていきます。



# 資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律	36
第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	38
青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	39
青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会部会員名簿	39
本計画の策定経過	40
市内図書館一覧	41

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実に及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とする

とともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講

ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 第五次青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### 1 設置

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定にもとづき、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「青梅市子ども読書活動推進計画」という。）を策定するために必要な事項を調査検討する青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 青梅市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他前項の規定の趣旨に照らし必要と認める事項に関すること。

### 3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者12人をもって組織する。

- (1) 委員長 生涯学習部長
- (2) 副委員長 社会教育課長および指導室長
- (3) 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、健康課長、子育て応援課長、こども育成課長、小学校長、中学校長、保育所施設長および幼稚園長

### 4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会

に出席させ、その意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

### 6 部会

- (1) 青梅市子ども読書活動推進計画の策定に関する事項について調査研究を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次に掲げる者16人以内をもって組織する。
  - ア 部会長 社会教育課長
  - イ 副部会長 部会長が指名する職員
  - ウ 部会員 委員会の委員が推薦する職員
- (3) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

### 7 報告

委員長は、青梅市子ども読書活動推進計画の策定状況および検討結果を教育長に報告する。

### 8 任期

委員および部会員の任期は、委嘱または任命の日から前項の規定により検討結果を教育長に報告した日までとする。

### 9 庶務

委員会および部会の庶務は、社会教育課が処理する。

### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 11 実施期日等

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、第7項の規定により検討結果を報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

役職	所属部課	氏名	備考
委員長	生涯学習部長	森田利寿	
副委員長	生涯学習部 社会教育課長	遠藤康弘	
副委員長	学校教育部 指導室長	拝原茂行	
委員	企画部 企画政策課長	野村正明	
委員	市民安全部 市民活動推進課長	小井戸雄一	
委員	健康福祉部 健康課長	小林靖幸	
委員	こども家庭部 子育て応援課長	濱野剛	
委員	こども家庭部 こども育成課長	加藤博之	
委員	市立第一小学校長	鎌田博志	
委員	市立吹上中学校長	平岡直実	
委員	畑中保育園長	渡邊三千代	
委員	四恩幼稚園（園長代理）	築山柊二	

青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会部会員名簿

役職	所属部課	氏名	備考
部会長	生涯学習部 社会教育課長	遠藤康弘	
副部会長	学校教育部 指導室指導主事	坂井直樹	
部会員	企画部企画政策課 企画政策担当主査	川島剛	
部会員	市民安全部市民活動推進課 市民活動推進係長	小林建一	
部会員	こども家庭部子育て応援課 子育て推進係長	師岡幹雄	
部会員	こども家庭部子育て応援課 児童・青少年係主事	長谷川恵子	
部会員	こども家庭部こども育成課 保育・幼稚園係長	竹中哲宏	
部会員	こども家庭部こども家庭 センター母子保健係長	塩野千春	
部会員	学校教育部指導室 指導係長	中村栄之	
部会員	市立吹上小学校副校長	吉佐輝	
部会員	市立泉中学校副校長	山本美智代	
部会員	青梅みどり第一保育園長	宇津木博宣	第2回目 から
部会員	四恩幼稚園（園長代理）	築山柊二	
部会員	生涯学習部社会教育課 図書館担当主査	石田智津子	

## 本計画の策定経過

### (1) 策定委員会

回	開催日時	内容
第1回	令和5年5月18日 午後1時30分 ～2時40分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次計画の実施状況およびこどもの読書に関する現状</li> <li>・第5次計画の基本的な考え方</li> <li>・部会の設置・部会員の決定</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	令和5年10月20日 午後3時30分 ～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の内容検討</li> <li>・計画原案に対するパブリックコメントの実施について</li> </ul>
第3回	令和6年1月26日 午後3時30分 ～4時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案に対するパブリックコメントの結果報告</li> <li>・計画（最終案）の検討</li> </ul>

### (2) 策定委員会部会

回	開催日時	内容
第1回	令和5年6月2日 午後1時30分 ～2時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次計画の実施状況</li> <li>・こどもの読書に関する現状</li> <li>・第5次計画の基本的な考え方</li> <li>・各課プランの提出について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	令和5年7月24日 午後1時30分 ～2時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課プランの報告</li> <li>・計画原案作成に向けての取組の検討</li> </ul>
第3回	令和5年9月20日 午後3時30分 ～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の内容検討</li> <li>・パブリックコメント実施について</li> </ul>
第4回	令和6年1月18日 午後3時30分 ～4時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案に対するパブリックコメントの結果報告</li> <li>・計画（最終案）の検討</li> </ul>

### (3) 教育委員会

開催日時	内容
令和5年11月22日 午後1時30分から	・計画原案に対するパブリックコメントの実施について
令和6年2月9日 午後1時30分から	・計画原案に対するパブリックコメントの結果報告
令和6年2月21日 午後1時30分から	・計画（最終案）の公表の協議

### (4) 図書館運営協議会

開催日時	内容
令和5年10月12日 午後6時～8時	・計画原案の内容報告および意見聴取

### (5) パブリックコメント（市民意見）募集

実施期間	周知方法	受付意見
令和5年 12月15日 ～28日	青梅市および図書館ホームページ、市行政情報コーナー、社会教育課、中央図書館および分館図書館窓口、子育て支援センター「はぐはぐ」、文化交流センター（S&Dたまぐーセンター）、東青梅・河辺市民センターでの閲覧	提出者数0人 提出件数0件



### 青梅市中央図書館

<住所> 青梅市河辺町 10-8-1

☎ 0428-22-6543

FAX 0428-23-8224



### 青梅市青梅図書館

<住所> 青梅市仲町 268-9

☎ 0428-78-3781



### 青梅市長淵図書館

(長淵市民センター内)

<住所> 青梅市長淵 6-492-1

☎ 0428-78-3374



### 青梅市大門図書館

(大門市民センター内)

<住所> 青梅市大門 2-288

☎ 0428-34-8927



### 青梅市梅郷図書館

(梅郷市民センター内)

<住所> 青梅市梅郷 3-749-1

☎ 0428-74-9025



# 市内図書館一覧

### 青梅市沢井図書館

(沢井市民センター内)

<住所> 青梅市沢井 2-682

☎ 0428-74-9026



### 青梅市小曾木図書館

(小曾木市民センター内)

<住所> 青梅市小曾木 3-1656-1

☎ 0428-74-9057



### 青梅市成木図書館

(成木市民センター内)

<住所> 青梅市成木 4-644

☎ 0428-74-9073



### 青梅市新町図書館

(新町市民センター内)

<住所> 青梅市新町 4-17-1

☎ 0428-34-8972



### 青梅市今井図書館

(今井市民センター内)

<住所> 青梅市今井 2-908-1

☎ 0428-34-8973



開館時間：中央図書館 午前 9時 ~ 午後 8時  
分館図書館 午前 9時 ~ 午後 5時

休館日：第3月曜日、第3火曜日（祝・休日の場合は翌平日）  
年末年始（12月29日～1月3日）  
特別整理期間

## 第5次

# 青梅市こども読書活動推進計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

発行日 令和6（2024）年3月

発行者 青梅市教育委員会

編集 青梅市生涯学習部社会教育課図書館担当

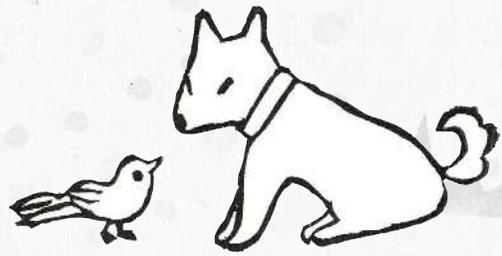
住所 〒198-8701

東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111（代表）

表紙デザイン 沼倉 智弓





令和 6(2024) 年 3 月  
青梅市教育委員会